

「県民活動促進基本計画」の改定について

1 改定の考え方

県民活動促進条例第9条に基づく「県民活動促進基本計画（平成15年3月策定）」は、平成15年度から平成22年度までの計画となっており、その取り組むべき課題と具体的施策については平成19年度末までとされている。

こうした中で、この計画策定時から社会環境も変化し、団塊世代の大量退職による受け皿づくりや国民文化祭やまぐちの成果継承による地域づくりなど新たな課題への対応を図る必要があることから、本年度（平成20年3月を目途）に本計画の一部改定を行う。

		(年度)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	・・・	
現 計 画	計 画 期 間	平成15年度 ~ 平成22年度												
	取 組 む べ き 課 題 と 具 体 的 施 策	平成15年度 ~ 平成19年度						今回改定部分 平成20年度 ~ 平成22年度						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">次期計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">平成23年度 ~</div>												

〔改定の手法〕

山口県県民活動審議会に、山口県知事が計画案を諮問し、答申を受ける。

2 改定の主な視点

(1) 新たな課題への対応

- ・ 団塊世代等シニアの社会参加活動の促進を図る受け皿づくり
- ・ 国民文化祭やまぐちの成果継承による地域づくり
- ・ 県民総参加の山口国体に向けた地域力、県民力の発揮
- ・ 中山間対策や少子化対策の主要な担い手としての参加促進

(2) 県民活動の活性化に向けた環境整備

- ・ 県民活動団体の基盤強化に向けたNPO法人化の促進
- ・ 団塊世代の知識・技能・経験を県民活動に活用するシステムづくり
- ・ 県民活動団体と企業、行政等多様な主体との協働の促進

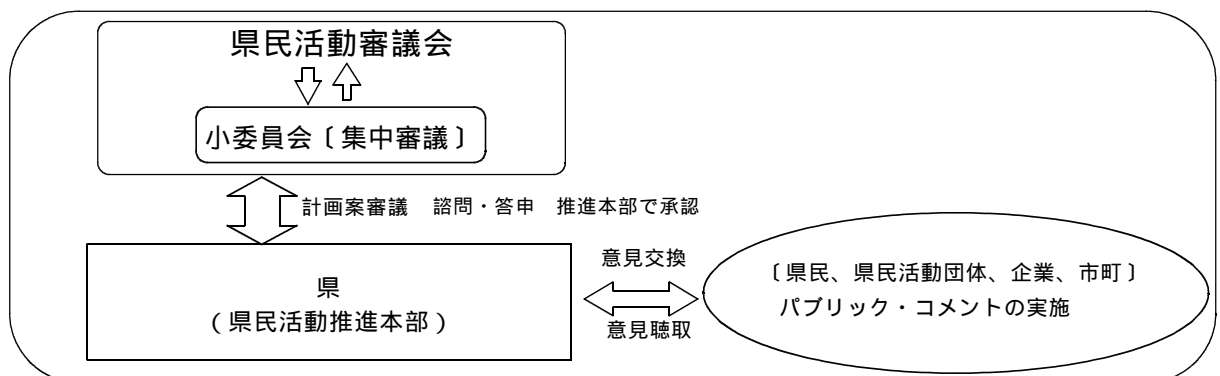
3 現基本計画の概要と見直し部分

第3章及び第5章についてのみ、現状に則した改定を行う。

【参考：計画の構成】

章	項 目	構 成	項 目
第1章	計画策定の背景と趣旨	1	計画策定の背景
		2	計画策定の趣旨
		3	計画の性格
		4	計画の期間
第2章	県民活動の定義と社会的役割	1	県民活動の定義
		2	県民活動の社会的役割
第3章	県民活動の現状と課題	1	県民参加の現状と課題
		2	県民活動団体の現状と課題
		3	県民活動を支援する上での課題
第4章	県民活動促進のための基本方針	1	県民参加のための環境づくり
		2	自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり
		3	県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり
第5章	県民活動促進施策の展開方向	1	県民参加のための環境整備の展開方向
		2	自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向
		3	県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境整備の展開方向
第6章	計画の推進	1	推進体制
		2	計画の進行状況の把握と評価
第7章	用語解説	1	用語の解説
		2	主な県民活動支援機関
		3	主な県民活動支援拠点

4 改定のスケジュール等



〔改定スケジュール〕

平成19年	6月18日	第1回県民活動審議会
平成19年	7月下旬	第2回県民活動審議会
平成19年	9月上旬	県民活動団体との意見交換
平成19年	11月中旬	パブリックコメント実施
平成20年	2月上旬	第3回審議会において最終案を諮問
平成20年	3月中旬	第4回審議会終了後に会長から知事に答申
平成20年	3月下旬	県民活動推進本部会議で承認・公表

5 集中審議を行う「基本計画改定小委員会」の設置

(1) 目的

- ・基本計画改定(案)に関する審議を迅速かつ効果的に行うために設置する。

(2) 構成(案)

- ・審議会委員6～7名程度で構成する。
- ・学識経験者、県民活動団体、事業者、公募委員の各分野から委員を選任する。

(3) 審議手法

- ・小委員会において集中的に審議し、その結果を審議会に報告し、意見調整を図る。

【参考】小委員会開催スケジュール(案)

回数	開催(予定)時期	概要
第1回	平成19年6月18日	委員長・副委員長の選任 今後のスケジュール
第2回	平成19年7月中旬	計画改定案審議
第3回	平成19年8月下旬	計画改定案審議
第4回	平成19年10月上旬	計画改定案〔中間案〕審議
第5回	平成20年1月中旬	計画改定案〔最終案の素案〕の とりまとめ